

第 202 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 4 年 4 月 12 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 202 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 4 年 4 月 12 日 (火) 午後 3 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 4 年 4 月 12 日 (火) 午後 3 時 29 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員 (14 人)

会長	4 番	中 村 文 男			
会長職務代理	9 番	川守田 雄 一			
委員	1 番	佐々木 正 義	2 番	石 橋 薫	
	3 番	夏 坂 元一朗	5 番	夏 堀 健 一	
	6 番	梅 内 道 子	10 番	佐々木 一 雄	
	11 番	佐々木 徳 志	12 番	三 浦 恵美子	
	13 番	赤 石 敏 文	14 番	高 橋 勝 敏	
	15 番	河守田 雄 一	16 番	工 藤 信 仁	

5. 欠席委員 (2 人) 7 番 山 田 憲 幸 8 番 堀 内 重 男

6. 会議書記

事務局長	野 月 正 治
主幹	小田原 孝 治
総括主査	佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 1 号貸貸借合意解約書の受理について
日程第 5	報告第 2 号使用貸借合意解約書の受理について
日程第 6	報告第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消し願いの受理について
日程第 7	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 8	議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 9	議案第 4 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第 10	議案第 5 号非農地証明交付申請の承認について
日程第 11	議案第 6 号職員の任免について

中村会長	はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 1 番 佐々木 正義 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長	ご着席ください。
事務局長	ただいまから第 202 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長	「あいさつ」
事務局長	本日、7 番山田憲幸委員と 8 番堀内重男より欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 14 名で、委員定数に達しておりますので、第 202 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 3 時 07 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。
議 長	日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 3 番 夏坂 元一朗 委員 5 番 夏堀 健一 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。

	諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第４ 報告第１号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	報告第１号について、説明いたします。 農用地利用集積計画により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、２件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号１番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和２年８月１日から令和１２年７月３１日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和４年３月２２日で、土地の引き渡しの時期は令和４年３月２３日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号２番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和３年４月１日から令和８年３月３１日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和４年３月３０日で、土地の引き渡しの時期は令和４年３月３１日、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に日程第５ 報告第２号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	報告第２号について、説明いたします。 農地法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、２件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号１番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成２１年１月２２日から令和１１年１月２１日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、及び土地の引き渡しの時期は令和４年３月８日で、合意解約の条件は「なし」であります。 番号２番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成９年２月１２日から令和９年２月１１日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、及び土地の引き渡しの時期は令和４年３

	月 23 日で、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に日程第 6 報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消し願いの受理について」を報告いたします。
議 長	議案の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	報告第 3 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消し願いを受理したので報告するもので、1 件であります。 権利を設定する土地の所在、地目、面積、所有者の氏名及び権利の設定を受ける者の住所・氏名、転用目的は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の取消し理由は、新型コロナウイルスの影響による事業規模縮小のため、許可を取消しするものです。
議 長	次に、日程第 7 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 2 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 5 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容についてですが、本日調査員 2 名が出席されておられませんので、代理で私から説明させていただきます。 令和 4 年 3 月 30 日に南部町役場 2 階相談室において、行った調査委員は、坂本 重悦元農業委員、山田憲幸農業委員です。 調査内容は、議案第 2 号から 3 号及び第 5 号についてです。 まず、議案第 2 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 5 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。

議 長	議案第 2 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第 8 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹
小 田 原 主 幹	議案第 3 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件で、所有権の移転に関するものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 議案第 3 号について、農地法第 5 条第 1 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、転居するため、転用するものです。 申請地の位置ですが、名川・平地区で、南部町役場から南に約 300m の距離に位置し、申請地の東側は農地、南北側及び西側は宅地となっています。 農地区分については、「役場の周囲おおむね 300m 以内の区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。 第 3 種農地の転用は、許可することができることから、転用目的は問題ないと考えます。 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。 議案第 3 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 3 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。

議 長	次に、日程第 9 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。
議 長	議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 4 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、19 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から 2 番の利用目的は田、期間は 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 3 番の利用目的は田、期間は 2 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 4 番の利用目的は畑、期間は 4 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,310 円です。 番号 5 番の利用目的は田、期間は 4 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 6 番の利用目的は田、期間は 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 1,724 円です。 番号 7 番から番号 10 番の利用目的は田、期間は 9 年 11 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 11 番から番号 14 番の利用目的は田、期間は 4 年 11 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 15 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,988 円です。 番号 16 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,986 円です。 番号 17 番の利用目的は田、期間は 1 年、使用貸借による権利設定です。 番号 18 番から 19 番の利用目的は田、期間は 4 年、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 4 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。

	よって、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第 10 議案第 5 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。 議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 5 号について、説明いたします。 非農地証明交付申請の承認に係る案件は 2 件です。 なお、別紙資料に案内図と配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 議案第 5 号について、非農地等認定の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、申請人が平成 13 年頃から当該農地の管理ができなくなり、現況が山林化したことから、申請したものです。 申請地の位置ですが、名川・鳥谷地区で南部町役場から南に約 9 km に位置し、山間の沢づたいにある農地と周囲が山林に囲まれた小集団の農地等となっています。 現況は山林化しており、非農地等認定の基準となる「肥培管理を廃止し、おおむね 20 年経過したもので、農地等として利用することが困難と認められる土地」と判断されることから、非農地証明の承認は問題ないと考えます。 番号 2 番の申請理由は、平成 26 年頃から当該農地の管理ができなくなり、現況が山林化したことから、申請したものです。 申請地の位置ですが、名川・鳥谷地区で南部町役場から南に約 6 km に位置し、山間の沢づたいにある農地となっています。現況は山林原野化しており、非農地等認定の基準となる「簡易な整備では農地として復元することが困難であると認められる土地」と判断されることから、非農地証明の承認は問題ないと考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 5 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 5 号「非農地証明交付申請の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第 11 議案第 6 号「職員の任免について」を議題といたします。

	議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第6号について、説明いたします。 令和4年度南部町職員定例人事異動により南部町農業委員会の職員の任免について、農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定に基づき承認を求めるものです。 前事務局長の夏堀勝徳さんを南部町長事務部局へ出向させ、新たに野月正治さんを農業委員会職員に任命するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第6号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号「職員の任免について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第202回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後3時29分) 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年4月12日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....